

「キャッシュ・フローから包括利益への調整表」の本質  
—ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」より—

鈴木 基史・大倉 学・藪下 保弘

# 「キャッシュ・フローから包括利益への調整表」の本質 —ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」より—

鈴木基史・大倉 学・藪下保弘

キーワード：資産負債アプローチ，収益費用アプローチ，純利益，包括利益，  
リサイクル，再測定，公正価値

## はじめに

2008年10月にIASBとFASBによる共同プロジェクトの成果の一貫として公表された「討議資料：財務諸表の表示に関する予備的見解<sup>1</sup>（以下、「DP」とする）」では、キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の関係をあらわす計算表として、「キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の調整表（以下、「調整表」という）」を注記で表示することを求めている(par.4.19)。これは今回のDPの特徴である「一体性の目的(par.2.15)」により「財政状態計算書」，「包括利益計算書」および「キャッシュ・フロー計算書」の行項目の順序が統一され、必然的にキャッシュ・フロー計算書の「直接法表記が強制(par.3.75)<sup>2</sup>」されることになることからこの計算書の作成が可能になったものである。そこで、「間接法によるキャッシュ・フロー計算書で提供される損益とキャッシュ・フローとの調整情報が有用性を認められることに配慮して、これに代わる情報提

---

1 IASB, *DISCUSSION PAPER : Preliminary Views on Financial Statement Presentation*, Oct.2008

邦訳：ASBJ「ディスカッション・ペーパー：財務諸表の表示に関する予備的見解」2008.10

2 ちなみに、キャッシュ・フロー計算書に関する現行の米国基準、IFRSs及び日本基準では共通してセクションを「営業活動」「投資活動」「財務活動」の3つに分類しているが、DP提案では、「事業」、「財務」、「法人所得税」、「非継続事業」および「所有者持分」のセクションに分類し、「営業」「投資」を「事業」セクションのカテゴリーに含めているため、計算書の構造が異なっている。これを「直接法」表記といえるか否かについてここでは論議をしない。

供手段として<sup>3)</sup>開示を求めているものと思われる<sup>4)</sup>。この提案は、同時に進行している「収益認識プロジェクト」と同様に、これまでの会計の報告様式にはない新たな試みの提案である。

また、調整表では「再測定 (remeasurements)」という概念が取り入れられていることも大きな特徴である。

本論文では DP で提案されている調整表を概観し、IASB/FASB 共同プロジェクトが目指す将来の財務諸表の開発について、会計理論の視点から、グローバル・スタンダードとなりえる財務諸表の体系化に対する課題を提起することを目的としている。

## 2. 調整表の構造と検証

図表 1 は DP で提案されているキャッシュ・フロー計算書から包括利益計算書への調整表の様式のパラグラフ(par.4.45)をまとめたものである。

---

3 赤城諭志「財務諸表の表示プロジェクトと利益概念」『企業会計』Vol.61 No.2,中央経済社,2009,p.31

4 日本の会計基準設定主体である ASBJ は直接法表示のキャッシュ・フロー計算書の強制には反対の表明をしているため、実質、調整表の採用は不要であるとしている。ASBJ「ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメント」2009.4,第4項 を参照

図表1 キャッシュ・フロー計算書から包括利益計算書への調整表（提案様式）

所有者との取引を除く、資産及び負債の変動		再測定以外		再測定		
現金構成要素		発生計上構成要素				
A	B	C	D	E	F	G
キャッシュ・フロー計算書における表題	キャッシュ・フロー	発生計上項目、配分及びその他 例) (i) 発生計上項目（棚卸資産の購入及び生産、受取債権及び支払債務の発生計上及び現金受払いによる受取債権又は支払債務の減少） (ii) 規則的な配分（例えば、減価償却、償却、増価及び減耗） (iii)（現金以外又は所有者との取引による）負債及び資産のすべての他の変動のうち、再測定以外のもの（例えば、長期資産の購入又は処分）	経常的な公正価値変動・評価修正 例) 各期末現在の公正価値から公正価値（FASB）又は現在の価値から現在価値（IASB）への資産及び負債の再測定の影響額  売買目的証券又はデリバティブ金融商品の価値の変動、公正価値オプションを選択した金融資産又は金融負債の公正価値変動及び IAS 第 16 号で認められている有形固定資産の再評価損益	その他すべての再測定 例) 再測定による他のすべての変動のれん及び棚卸資産の減損、為替換算調整勘定、売却保有目的に区分されている資産に関する損益など	包括利益 (B+C+D+E)	包括利益計算書における表題

Par.4.45 をひとつにまとめた

## 2-1調整表の概観

以下にDPの「Appendix Aの設例<sup>5</sup>」を援用して調整表の構造と特性を確認したい。

まず構造についてみれば、B欄からF欄までは数値が入ることになっており、B欄つまりキャッシュ・フロー計算書で示された数値を起点としてC欄、D欄、E欄を加算することでF欄すなわち包括利益計算書に示された項目の値を算出する仕組みになっている。なお、C欄、D欄、E欄に入る数値は概ね次のように解することができると思われる。

C欄：いわゆる、伝統的な会計における会計発生高（Accruals）を記入する

D欄：公正価値会計により発生する項目を記入する

ここには、その他の包括利益に関わる再測定項目の評価損益を記入する

E欄：C欄とD欄に収容されない再測定項目の評価損益を記入する

ただし、その他の包括利益に分類される「為替換算調整勘定」だけはE欄に記入する例示となっている<sup>6</sup>。

つまり、1行ごとの構成（計算構造）は、

$$\begin{aligned} & \text{キャッシュ・フローの各項目} + \text{Accruals} + \text{公正価値変動} + \text{その他再測定} \\ & \hspace{15em} = \text{包括利益の各項目} \end{aligned}$$

となっている。

---

5 DP, pp.118-119 和訳書, pp.107-108

6 この理由についてDPでは詳述されていないが、「セクション及びカテゴリーにおける情報の分類」で「情報を一体性のある方法で表示するために、企業は、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、資産、負債及び所有者持分の項目の変動を、資産及び負債が分類されている財政状態計算書と同じセクション及びカテゴリーに表示しなければならない。すなわち、財政状態計算書における資産及び負債の分類が、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における資産及び負債の変動の分類を決定する。例えば、企業は、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の営業カテゴリーにおいて、営業資産及び営業負債に関する収益、費用、利得、損失及びキャッシュ・フローを分類することになる。(par2.29)」と定義したため、為替換算調整勘定の性質上どのカテゴリーにも収容されない例外項目になったとも考えられる。また、この問題はその他の包括利益とリサイクルに関連するものであるが、これについて「現行のガイダンスを本DPの対象範囲外としているため、これ以上の議論には立ち入らない。(pae.3.69)」としている。

ここで議論に入る前に、現在の国際的な会計基準設定の場において論点となっている2つの利益観について整理しておこう。

「何を企業業績（利益）の測定に際しての中心的な概念とみるのかをめぐって、収益費用アプローチと資産負債アプローチという2つの見解が並存している。また、この両者を相互補完的な関係とみる立場と相互排他的な関係とみる立場が並存している。同じ包括利益という用語を使いながら、実はその報告形式に関しても、目下、2つの異なる見解<sup>7</sup>」が対立している。両者を単純化して示せば次のようになる<sup>8</sup>。

- ① 包括利益＝純利益＋その他の包括利益
- ② 包括利益＝再評価前利益＋再評価差額

調整表では、資産・負債の変動を再測定する仕組み（資産負債アプローチ）をとりいれているが、配分情報である Accruals を表示する（収益費用アプローチ）ことになっているため、この計算方式は①に立脚しているものと解される。

調整表では Accruals に再評価が補完しているため、

包括利益＝純利益計算の基礎としての収益費用アプローチの損益＋その他の包括利益の基礎としての資産負債アプローチの損益という計算構造であるともいえる。したがって、これらの関係は図表2にまとめることができるであろう。

図表 2

包括利益			
純利益		その他の包括利益	
キャッシュ・フロー	Accruals	公正価値変動	その他の再評価差額

7 辻山栄子「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』No.628,2007,p.31

8 辻山栄子,同上稿,p.32

## 2-2 キャッシュ・フロー情報と会計利益情報

調整表では、なぜキャッシュ・フローを起点として包括利益を導くのかという疑問が生じる。前述したように「一体性の目的」によりキャッシュ・フロー計算書の直接法表記は必然となる。現行基準である「SFAS95<sup>9</sup>」や「改訂IAS7<sup>10</sup>」においては直接法と間接法の各々の利点を認め、両者のどちらかを選択できる規定となっている<sup>11</sup>。そして、調整表はこれらの現行会計基準が示す各々の表示方法の利点を網羅していると思われる。特に、営業収支が明確であるという直接法表記の利点と、間接法表記の利点である、発生主義会計の利益とキャッシュ・フローの差異の説明という機能を有していると思われる<sup>12</sup>。この計算構造では利益から発生項目を分解・加減算してキャッシュ・フローを導くのではなく、キャッシュ・フローから利益項目を導いている。この点で明らかのように、調整表は利益よりもキャッシュ・フローの方がハイライトされる結果となっているように考えられる。

キャッシュ・フロー情報がクローズ・アップされる理由として、「キャッシュ・フロー数値を変数としてインプットすることを必要とするような企業評価モデルの普及を挙げること<sup>13</sup>」ができるであろう。具体的な代表例は、「割引キャッ

---

9 FASB, *Statement of Cash Flows; Statement of Financial Accounting Standards No.95*, FASB, 1987

10 IASC, *Cash Flow Statements; International Accounting Standard 7 (revised 1992)*, IASC, 1992

11 ただしSFAS95では、直接法を選択した場合には、間接法表示を追加情報として開示する旨が定められている。なお、キャッシュ・フロー計算書の直接法と間接法の開示方法と有用性をめぐる議論については、本稿の趣旨とことなるので詳述は割愛する。

上野清貴「キャッシュ・フロー会計論—会計の論理統合—」創成社,2001,pp.150-151に詳しい。

12 本論文は、キャッシュ・フロー情報の表記方法の有用性比較を論ずることを趣旨としていないため、この点についての詳述は割愛する。

13 桜井久勝「キャッシュ・フロー会計革命」, 伊藤邦雄責任編集,『キャッシュ・フロー会計と企業評価』中央経済社,2004,p.13

シュ・フロー法 (discounted cash flow method)<sup>14</sup>」である<sup>15</sup>。

またこれまで、利益とキャッシュ・フローの関係については、キャッシュ・フローの測定にあたっては、誰が測定をしても同一の測定結果となるため「利益の硬度が高い<sup>16</sup>」が、「企業会計の利益計算はキャッシュ・フローを年度間に並べ替える作業であり、年々の利益は、キャッシュ・フローが配分された結果<sup>17</sup>」、そして「発生主義の損益計算から生み出される利益情報が、現在の市場経済の持続を前提とした中長期的な企業業績の指標として特徴づけられるのに対し、キャッシュ・フロー情報は、収支の期間配分を行わないことから明らかにおり、各期間の活動を独立的に認識している点で、企業の業績指標は短期的ないし近視眼的な性格を有する<sup>18</sup>」、また「キャッシュ・フロー情報は事実としての現金収支を基礎とする点で信頼性が高いが、経営者の意図や将来の見通しを反映しないという意味において、情報のリッチさや目的適合性において劣る<sup>19</sup>」として、「目的適合性」と「信頼性」の観点から論じられてきた。このような論説に依拠すれば、この2つの質的特性との関連から、概ね「利益情報は目的適合性」「キャッシュ・フロー情報は信頼性」の役割を担っていると捉えられよう。こうしたことは、米国の会計基準を例にとればSFAC No.2において「意思決定に固有の基本的特性(par.33)」として「目的適合性」と「信頼性」

---

14 「割引キャッシュ・フロー法」ならびに「その他の企業価値評価のモデルないしバリュエーション」についての詳述は本稿の本旨と異なるので割愛する。なお、以後本稿で取り上げる「企業価値評価のモデルないしバリュエーション」については伊藤邦雄『ゼミナール 企業価値評価』日本経済新聞出版社,2007 に詳しい。

15 割引キャッシュ・フロー法には、「経営のフレキシビリティ」が考慮されていないことや、「さまざまな仮定が用いられるため、計算仮定に恣意性が入ってしまう。」などの欠点が指摘されており、むしろ、オールソン・モデル(Ohlson model)のように会計利益をベースにした評価モデルにも注目が集まっていることも事実である。

伊藤邦雄,同上書,pp283-285 を参照・引用した。

16 井尻雄士『会計測定の理論』東洋経済新報社,1976,p.54

17 大日方隆「利益と資本」,斎藤静樹『財務会計[第4版]』有斐閣,2004,p.64

18 桜井久勝「キャッシュ・フロー計算書の位置づけ」『會計』,160巻1号,2001年,p.58

19 桜井久勝,同上,p.59



を「トレード・オフ<sup>20</sup>」の関係におきながらも、「目的適合性∈信頼性<sup>21</sup>」という定義がなされている。それゆえに、利益よりもキャッシュ・フローをハイライトすることは上述の利益とキャッシュ・フローの質的特性の役割の観点から理論上に矛盾が生じることになる。

### 3. 調整表の代替案

その他、DP では調整表のほかに「財政状態計算書調整表」と「包括利益マトリック」を調整表の代替案として取り上げている。

「財政状態計算書調整表」は、調整表と同様にキャッシュ・フロー項目に会計発生高と再測定項目を加算して包括利益項目を算出しながら、同時に前期末(期首)の財政状態計算書に会計発生高と再測定項目と非現金／非利益項目を加算して当期末の財政状態計算書項目を算出する構造となっている<sup>22</sup>。つまり財政状態計算書を中心として、財務三表をひとつの表にまとめた形となっているが、「財政状態計算書調整表では、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書間の調整項目は、財政状態計算書の行項目の順に表示されるため、キャッシュ・フロー計算書及び包括利益計算書の行項目の順ではないことになる。したがって、財政状態計算書調整表では、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の調整表のような方法で調整されることはない。(B13)」が「しかし、財政状態計算書調整表では、利用者が現金取引と発生主義会計との間の差異を評価することに役立つ情報が提供され、分解目的への重要な適用がなされる。(B13)」と述べ、財政状態計算書調整表の有用性を認めながらも、これを選好しなかったことの説明がなされている。

---

20 大日方隆「会計情報の質的特性」齊藤静樹編著『詳解「討議資料■財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社、2005、p.51

21 「会計受託責任の機能は、実質的にすべてを包括する意思決定機能の従属機能であり、かつその一部とみなされる。(par.28)」

FASB, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*; (Statement of Financial Accounting Concepts) SFAC No.2, 1980

22 詳しくは、Appendix Bを参照

さらに、もうひとつの代替案である「包括利益マトリックス」であるが、以下の様式である。

図表3 包括利益計算書マトリックス<sup>23</sup>

A	B	C	D	E	F
包括利益計算書		所有者との取引以外による資産及び負債の変動額			
		再測定以外		再測定	
	包括利益 (C+D+E+F)	キャッシュ・ フロー	経過勘定、配 分、その他	経常的な 評価額修正	その他の 再測定
営業	XXXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
投資	XXXXX	XXX	XXX	XXX	XXX
財務	XXXXX	XXX	XXX		
税	XXXXX	XXX	XXX		
当期純利益	XXXXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
その他包括利益	XXXXX			XXX	XXX
包括利益	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX

つまりキャッシュ・フローに Accruals 及び公正価値変動額を加えたものを表示する形になっている。この点はこの関係式は、調整表と同じである。

包括利益の各項目＝

キャッシュ・フロー＋Accruals＋公正価値変動＋その他の再測定

つまり、キャッシュ・フローを起点として包括利益を導く構造は調整表と同じである。ただし、「マトリックスと2つの調整表の様式との相違点の1つとして、マトリックスにはキャッシュ・フロー計算書又は財政状態計算書からの行項目又は表題が含まれないことがある。したがって、利用者は計算書間の行項目を追跡することができず、その財務諸表の関係について理解が乏しくなる。(B16)」との理由でこれを選好しなかった理由としている。

23 Appendix B, DP p.137( ASBJ 版, p.155)の例示にもとづき筆者が作成

ここで、調整表と2つの代替案に共通しているものは、一見してキャッシュ・フロー項目に発生主義会計項目と公正価値変動を加えることでキャッシュ・フローと包括利益の関係を示していることである。なおここで「キャッシュ・フロー+発生主義会計項目」と「公正価値変動+その他の評価差額」を「所有者との取引以外による資産及び負債の変動」という括りで前者を「再測定以外」、後者を「再測定」という分解がなされていることに留意したい。これはこれまで、IASBが幾度か形を変えて公表してきた新しい業績報告書の提案様式に類似していることに無関係であるとは思えないからである<sup>24</sup>。つまり、「多欄式(マトリックス形式)」「再測定」が共通したキーワードになっていると思われるのである。

「再測定概念」と「稼得利益概念」について代表的な論稿である Barker<sup>25</sup>では「一般に稼得利益は、有用性のある情報として予測価値とフィードバック価値の両方を要請する。……会計基準設定主体とその他は長期間にわたり稼得利益の定義を試みてきた。……会計基準の目的のために満足させうる稼得利益の定義づけは不可能である。考え方の変化が求められている。そしてそれは稼得利益を特定することを試みることは別の異なる考え方へ我々を導くであろう。」<sup>26</sup>と述べ、稼得利益概念を代替するアプローチとして「再測定 (measurement)」を用いた次のフォーマットを提案している<sup>27</sup>。

---

24 これまでのIASBが公表してきた業績報告書については以下の文献に詳しい。  
辻山栄子「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」『曾計』,163巻2号,2003年,p.226-228

木村享司「IASB「業績プロジェクト」の概要」『JICPAジャーナル』No.571,2003.6,pp.28-32

渡辺雅雄「財務業績報告を巡るIASBの動向」,佐藤信彦編著『業績報告と包括利益』2003,pp.192-201

倉田幸路「財務業績とキャッシュ・フロー」『JICPAジャーナル』No.587,2004.6,pp.48-53

25 Richard Barker, 'Reporting Financial Performance', Accounting Horizons Vol.18 No.2, Jun.2004

26 *Ibid.*,p.163

27 *Ibid.*,p.168

図表4 Barker 提案のフォーマット

Illustration of the Matrix Reporting Format

	Total	再測定前	再測定後
収益	1200	収益	1200
材料	(380)	材料	(330) 棚卸減損 (50)
労務費	(200)	賃金、勤務費用、固定報酬	(200)
固定資産	(80)	減価償却費	(60) 減損 (25)
			再評価 ---
			廃棄利得損失 5
のれん	(240)	のれん償却費	--- 減損 (240)
引当金	(20)	割引利子取崩額	(110) 割引利子変動効果 90
金融商品	(150)	利息	(190) 公正価値変動 40
税	(30)		
廃止事業	(10)	正味廃止	135 正味廃止 (145)
包括利益	<u>(90)</u>		

出所：Barker p. 168

再測定を導入している現行基準では「IAS16（固定資産）」が当初認識後の測定方法として、原価モデルと再評価モデルの選択を認めている(par.29)。次章では、IAS16について若干の検討を試みたい。

#### 4. 再評価損益とリサイクル<sup>28</sup>

ここでは、IAS16で再評価モデルを選択した場合の有形固定資産の「再評価による減価償却累計額の改訂」を例として取り上げる<sup>29</sup>。

28 「リサイクル」という用語については、「リサイクリング」「再分類調整(reclassification adjustment)」などの呼称があるが、本論文ではこれらの呼称を厳密に区分せずに以下「リサイクル」とする。リサイクルについては、以下に詳しい。

辻山栄子「リサイクルについて」包括利益研究委員会『包括利益をめぐる論点』COFRI,1998.8,pp.181-193

29 IASB, *Property, Plant and Equipment*; (International Accounting Standard) IAS16 (Revised 2003), 2003 邦訳ならびに解釈は、以下を参考にした。

神戸大学 IFRS プロジェクト・あずさ監査法人 IFRS プロジェクト編著『国際会計基準と日本の会計実務[新版]比較分析/仕訳・計算例/決算処理』同文館,2005,pp.97-118

なお IFRSs では、土地・建物の再評価の結果、当該資産の帳簿価額が増加する場合、その増加額は「その他の包括利益」に認識することが規定されており (IAS16,par.39)、認識中止時にはリサイクル処理を行わず、利益剰余金に振替処理を行なう規定となっている (改訂 IAS1 revised 2007, par.95)。

再評価による減価償却累計額について、IAS16は次のいずれかの方法で計上するものとしている(par.35)

- (a) 再評価後の資産の帳簿価額が再評価額に等しくなるように、資産の減価償却累計額控除前の帳簿価額に比例して改訂する。
- (b) 資産の減価償却累計額控除前の帳簿価額と相殺消去し、その純額を資産の再評価額に改訂する。

**[説例]**

資本金600の企業が所有する建物がある。この建物は X1年4月1日に取得し、簿価は600である。この建物が X3年3月末において時価が522まで下落した。なお、減価償却方法は耐用年数60年、定額法で残存価額は考慮しない。貨幣単位は省略する。

**図表 5 仕訳と B/S P/L の関係**

	(a)の方法	(b)の方法
X2年3月末	減価償却費 10 / 減価償却累計額 10	減価償却費 10 / 減価償却累計額 10
X3年3月末	減価償却費 10 / 減価償却累計額 10 固定資産評価損 58 / 建物 60 減価償却累計額 2	減価償却費 10 / 減価償却累計額 10 固定資産評価損 58 / 建物 78 減価償却累計額 20
X4年3月末	減価償却費 9 / 減価償却累計額 9	減価償却費 9 / 減価償却累計額 9

仕訳は以上となるので、

	(a)の方法		(b)の方法	
X2年3月末	減価償却費 10 / 減価償却累計額 10		減価償却費 10 / 減価償却累計額 10	
	B/S		B/S	
	建物	負債	建物	負債
	600	0	600	0
	減価償却累計額	資本金	減価償却累計額	資本金
	(-)10	600	(-)10	600
	繰越利益剰余金		繰越利益剰余金	
	▲10		▲10	
	P/L		P/L	
	減価償却費	収益	減価償却費	収益
	10	0	10	0

	純利益 ▲10		純利益 ▲10	
X3年3月末	減価償却費 10 / 減価償却累計額 10 固定資産評価損 58 / 建物 60 減価償却累計額 2		減価償却費 10 / 減価償却累計額 10 固定資産評価損 58 / 建物 78 減価償却累計額 20	
	B/S		B/S	
	建物	負債	建物	負債
	540	0	522	0
	減価償却累計額 (-)18	資本金 600	減価償却累計額 0	資本金 600
	繰越利益剰余金 ▲78		繰越利益剰余金 ▲78	
P/L		P/L		
減価償却費	収益	減価償却費	収益	
10	0	10	0	
固定資産評価損 58		固定資産評価損 58		
純利益 ▲68		純利益 ▲68		
X4年3月末	減価償却費 9 / 減価償却累計額 9		減価償却費 9 / 減価償却累計額 9	
	B/S		B/S	
	建物	負債	建物	負債
	540	0	522	0
	減価償却累計額 (-)27	資本金 600	減価償却累計額 (-)9	資本金 600
	繰越利益剰余金 ▲87		繰越利益剰余金 ▲87	
P/L		P/L		
減価償却費	収益	減価償却費	収益	
9	0	9	0	
純利益 ▲9		純利益 ▲9		

結果として(a)の方法を選択しても(b)の方法を選択しても、各期の利益は同額である。(a)の方法によれば、再評価後の減価償却額は $540 \div 60 \text{年} = 9$ で決定され、(b)の方法によれば、 $522 \div 58 \text{年}$ で決定されるものであり、両者の違いは、(a)の場合は耐用年数を固定して簿価を修正することであり、(b)の場合は再評価後の価額を耐用年数から使用年数を差し引いたもので除することである。

一方、再評価をおこなわない場合には耐用年数に達するまで毎期末、

$$\text{減価償却費 } 10 / \text{減価償却累計額 } 10$$

の仕訳がおこなわれる。

図表6は、再測定しない場合（再測定前）と再測定する場合の各期の利益の比較である。

図表6

	再評価しない	再評価する
X2年	▲10	▲10
X3年	▲10	▲68
X4年	▲10	▲9
合計	▲30	▲87

たしかに両者の各年度の利益は異なっていることが確認できる。しかし、耐用年数までこのまま建物を所有し続けた場合の減価償却額の総額は、

$$\text{再評価しない場合} = 30 + (10 \times 57 \text{年}) = 600$$

$$\text{再評価する場合} = 87 + (9 \times 57 \text{年}) = 600$$

となる。

つぎに、耐用年数に達する以前に売却される場合をみてみよう。ここでは仮にX9年度末に時価522で売却されたとすれば、

再評価しない場合は、

$$\text{現 金 } 522 / \text{建 物 } 600$$

$$\text{減価償却累計額 } 80 / \text{固定資産売却益 } 2$$

再評価する場合は、

(a)の方法

現	金	522	／	建	物	540
減価償却累計額		72	／	固定資産売却益		54

(b)の方法

現	金	522	／	建	物	522
減価償却累計額		54	／	固定資産売却益		54

となり、

$$\text{再評価しない場合の利益の総額} = (\blacktriangle 10 \times 8) + 2 = \blacktriangle 78 \text{-----}(1)$$

$$\text{再評価する場合の利益の総額} = \blacktriangle 10 + \blacktriangle 68 + \blacktriangle 9 \times 6 + 54 = \blacktriangle 78 \text{-----}(2)$$

であることから、再評価をする、しないに関わらず、損益の総額は同額であることが確認できる。両者は、各年度の損益に相違をきたすが、耐用年数まで当該建物を保有しても、途中で売却をしても、利益の総和と減価償却費の総和は取得原価に収束するため同額となる。

(2)式を再整理すれば、

$$\begin{aligned} \text{再評価する場合の利益の総額} \blacktriangle 78 &= \blacktriangle 10 + \blacktriangle 68 + \blacktriangle 9 \times 6 + 54 \\ &= (\blacktriangle 10 + \blacktriangle 10 + \blacktriangle 58 + \blacktriangle 9 \times 6) + (52 + 2) \\ &= (\blacktriangle 10 + \blacktriangle 10 + \blacktriangle 9 \times 6 + 2) + (\blacktriangle 58) + (52) \\ &\text{-----}(3) \end{aligned}$$

となる。(3)式の右辺を観察すれば、第1項は「実現損益」を示しており、第2項は「再評価損益」を示しているものと解釈できる。よって、第1項は純利益計算の基礎としての収益費用アプローチで、第2項はその他の包括利益の基礎としての資産負債アプローチでそれぞれ認識・測定された結果の数値であるといえよう。つまり、以下の式で示すことができる<sup>30</sup>。

---

30 ここで、示した式は、4ページで示した式と基本的に同じであるが、 $\alpha$ 部分が、その他の包括利益の基礎としての資産負債アプローチで計算された損益のうち、リサイクルされた部分である。



$$\begin{aligned} \text{包括利益} &= \text{純利益計算の基礎としての収益費用アプローチの損益} + \\ &\quad \text{その他の包括利益の基礎としての資産負債アプローチの損益} \\ &\quad + \alpha \end{aligned}$$

結果として、第2項の資産負債アプローチの損益は売却時（実現時）に第1項である収益費用アプローチの損益に吸収される。つまり、「リサイクル」をすることになる。

ここで第3項の「 $\alpha$ （＝52）」に着目したい。 $\alpha$ は以下の性質を持つ。

- ①  $\alpha$ は再評価する場合と再評価しない場合の固定資産売却益の差額である。
- ②  $\alpha$ は再評価しない場合の毎期の減価償却費(10)と再評価する場合の毎期の減価償却費(9)の差額に、耐用年数の残年数を乗じたものである。
- ③ 当然この後、再評価をおこなわずに、所有する期間が長くなればその保有年数に比例して $\alpha$ は小さくなる。そして、耐用年数に達すれば $\alpha$ は0に収束する。
- ④ さらに、売却価額がいくらであっても $\alpha$ は変化しない。

以上の性質よりこの数値 $\alpha$ は、再測定をすることで早期に認識された損益により修正された、現在から耐用年数までの期間の費用配分額の差額を、売却により実現した利益に算入していることになる。 $\alpha$ は、包括利益計算書を通して固定資産売却益の一部として実現利益に調整される。また、 $\alpha$ は早期に認識した将来の費用（フロー）の差額であり、オン・バランスされる数値ではない。売却時に $\alpha$ は実現利益に吸収される。つまり、リサイクルされることになる。ここで、純利益の一部に算入される実現可能額、すなわち予想可能な将来キャッシュ・フローが、再測定を行うことにより直接バランス・シートからそれをみるができなくなっていることに留意したい。仮に再評価をしない場合の利益観を収益費用アプローチ、再評価をする場合の利益観を資産負債アプローチであるとすれば、両者の違いは「認識の時点が異なることに起因<sup>31</sup>」しており、収益費用アプローチでは把握することができない企業の財務情報を資産負債ア

31 川村義則「純利益と包括利益」『企業会計』2004 Vol.56 No.1,2004,p.52

アプローチがそれを補完していることを顕著にあらわしているといえよう。

ここで、Barker 提案の再測定の議論に立ち返れば、一見して現行 GAAP 下の形式から「純利益（稼得利益）」を示さず、包括利益をボトムラインにしているが、やはり構造は、

$$\text{包括利益} = \text{収益費用アプローチ損益} + \text{再測定値}$$

であり、資産負債アプローチ損益が、収益費用アプローチ損益を補完し、結果的に前述の包括利益を示す以下の計算式となる。

$$\text{包括利益} = \text{純利益計算の基礎としての収益費用アプローチの損益} + \text{その他の包括利益の基礎としての資産負債アプローチの損益}$$

このことから、意思決定に有用な情報価値を持つといわれる純利益情報<sup>32</sup>を包括利益に埋没させる理由はないと考えられる。結果的には、再測定を行う、行わずに関わらず「cash to cash」は、

$$\text{Cash} \rightarrow \text{再測定損益} \rightarrow \text{リサイクル} \rightarrow \text{実現損益} \rightarrow \text{Cash}'$$

$$(\text{投下資本}) (\text{資産負債アプローチ損益}) \qquad (\text{純利益}) (\text{回収資本})$$

となり、発生主義会計を採用する限りこの循環は不変である。この点は概念フレームワークとの議論に結びついており、財務報告会計そのものの根幹（仕組み）に関わるものである<sup>33</sup>。

ここまでの考察により、現在 IASB/FASB の共同プロジェクトで提案されている収益費用アプローチと資産負債アプローチの関係というものは、前者を

---

32 これに関しては、安藤英義「企業会計研究会中間報告書(案)」経済産業省、企業会計研究会、平成17年8月に詳しく示されている。

<http://www.meti.go.jp/press/20050805004/20050805004.html>

33 IASB(IASC)の概念フレームワークでは、発生主義会計を「基礎となる前提」として明確に定義している(par.22)。また、FASBの概念フレームワークにおいてはSFAC No.6において、「財務諸表の校正要素の定義に基づいて資格を与えられ、かつ認識および測定についての規準に合致する項目は、発生主義会計手続を用いて処理され、財務諸表に含められる(par.134)」と規定している。なお、傍点部分は、(par.23)を示しており、同パラグラフは、SFAC no.5の認識規準(pars.58-77)を示していると解される。したがって、IASB、FASBの両概念フレームワークにおいては、発生主義会計を前提としていると思われる。

後者が補完する位置づけにあることが理解できた。むしろ、今回 DP の調整表の提案はこれを裏付ける結果となっているように思われる。つまりリサイクルの処理が必要となることをあらためて認めざるを得ないようになってきていることに注目したい。

## 5. 調整表における純利益項目の意義と考察

これまで見てきた調整表を含めこの提案の背景になっている計算表において、たしかに当期純利益の項目を不可欠な表示項目としなくても財務諸表は完成する。ボトムライン項目の包括利益がクリーンサープラスを維持していれば計算書間の有機的慣例性を満たすことになる。これまで見てきた調整表に関する計算表は、資産と負債の項目を単純に再測定しただけで包括利益を算出しているわけではなく、発生主義会計利益に資産及び負債の評価差額を加算することで求められる構造となっていることを確認した。

しかしここで留意をしなければならないことは、リサイクルの問題であろう。もしリサイクルがなされずに調整表に純利益が表示された場合、その数値は「EVA, EBIT, EBITDA<sup>34</sup>」などと同様な企業のパフォーマンスを測定するための「評価指標」としての利益に変化し、一定の情報利用者に必要とされる情報としての利益になる。

これまでの IASB/FASB の議論を見るに、資産負債アプローチが前提にあり、演繹的に議論を進めるがゆえに、難題や例外に突き当たった場合それを後回しにして議論が進められていることが散見される。もともと、G4+1のディスカッション・ペーパーから ASB 主導による IASC(IASB)の議論を経て、IASB/FASB の共同プロジェクトの当初の「業績報告に関する議論」が「業

---

34 「EVA(Economic Value Added)」「EBIT(Earnings Before Interest and Taxes)」「EBITDA(Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization)」などの実務的な意思決定には利用されるものの、財務報告会計の利益としての要件を満たしていない利益を指している。古市峰子「非会計情報の開示の意義と開示規制のあり方」日本銀行金融研究所 IMES Discussion Paper Series 2002-J-38, 2002.12, pp.4-7 に詳しい。

績とはなにか」という定義の壁に直面し、「業績報告プロジェクト」が「財務諸表の表示」へと変化し、現在の DP につながっていることが如実にその形をあらわしていると思われる。「実体経済（プロダクト型市場経済）と金融経済（ファイナンス型市場経済）との二つのセクターの存在を認めた上で、それぞれの経済実態に則した「純利益」と「その他の包括利益」とを包括した「セクター別包括利益」を開示することが会計の使命でなければならないであろう。<sup>35</sup>」という現在のこれらの状況を指摘する論者の意見は充分納得できるものである。

調整表は、「包括利益計算書」と「キャッシュ・フロー計算書」の両財務表を連携させる機能を有するものであり、ともすれば注記表記ではなく、この2つの財務表に取って代わる可能性を秘めたものであると思われる。そうであるからこそ、純利益の表示の問題については、リサイクルの問題を上記2つのセクターの存在を認めた上での諸問題を含めて慎重に議論がなされねばならぬことであると思う。

## むすび

これまでの調整表に関する検証と考察をとおして、「一体性の目的」をもって「キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の調整表」を開示することにより、両計算表の関連付けが明確になることが理解できた。また、作成者のコストと利用者の慣れの問題を除けば、調整表は利用者の意思決定にとっては利便性が高いものであることも理解できる。

また本論文では、調整表を作成することの提案について考察を進めた結果、公正価値により再測定を行おうとも行わずとも、発生主義会計を採用する限り「cash to cash」の仕組みは不変であることから、資産負債アプローチは収益費用アプローチの補完機能であることも確認した。これは、IASB/FASB の共同プロジェクトで本プロジェクトと並行して進められている「収益認識プロジェ

---

35 武田隆二「純利益 VS 包括利益-論争の深層を探る- リサイクリングと会計のあり方」『企業会計』Vol.60 No.12,中央経済社,2008,p.121

クト<sup>36</sup>」において、資産負債アプローチによる収益認識規準の開発が実務適応性の観点から困難であり、現行実務である実現・稼得モデルと同類型である「当初取引モデル」を採択せざるを得なかったことから理解できる<sup>37</sup>。

ここで、DP 提案の包括利益計算書のボトムラインである「包括利益」について再認識したい。「包括利益＝純利益＋その他の包括利益」という計算構造は、純利益の計算を必要としたものである。また、純利益の計算はフローの測定であり、企業の営業活動のプロセスと成果をフローで把握（認識・測定）するものであるとすれば、正味のフローが企業の業績という考え方もできる。つまり、発生主義会計により計算された期間利益である純利益が企業の業績をあらわしているとも考えることができる。純利益を業績とみるのであれば、当然リサイクルの処理は必要となる。

くわえて、当該プロジェクトの当初からの課題である「利益の一元化・二元化」論争について述べるならば、純利益と包括利益を同一の財務表で開示することは、両者の数値の乖離差を比較することが可能になる。このことは、企業の活動業績と財務リスクを測る上では意味があると考えられる。そこで重要な情報となるものは、リサイクルの影響を受ける利益（純利益とその他の包括利益）であろう。なぜならば、リサイクルの値は企業の業績とは別の、企業が保有するその他の包括利益項目である未実現保有利得が、市場または経営環境のリスクから解放され、稼得キャッシュ・フローに転化する性質をもつからである<sup>38</sup>。したがって、ここに算出・計上される金額は、投資意思決定のための重

36 IASB, DISCUSSION PAPER Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers, Dec.2008

邦訳：「ディスカッション・ペーパー 顧客との契約における収益認識についての予備見解」IASB・ASBJ,2008.12

37 鈴木・藪下「収益認識をめぐる基準設定の動向：討議資料：顧客との契約における収益認識についての予備見解を中心に」『富大経済論集』第55巻第2号,2009.11

鈴木・藪下「収益認識と資産負債アプローチ：FASB/IASB 共同プロジェクトに関する考察」『富大経済論集』第54巻第3号,2009.3を参照されたい。

38 つまり、金融資産のうち市場の価格変動リスクにさらしている資産の度合いのことをエクスポージャーと言い、当該金融資産等の公正価値が、その他の包括利益（未実現保有利得）として財務表に表示され、リサイクルによって、それが実現利益に転化するのである。

要な補完情報となりうる。たとえば、それは、「売却可能有価証券未実現損益」「デリバティブ未実現損益」などの実現利益への振替額表示はその典型であろう<sup>39</sup>。むしろ、今後企業の活動の金融経済への大いなるシフトに関連して増大または新たに発生するであろう「その他の包括利益項目＝純資産（資本）直入項目」について議論を開始することが必要であるかもしれない。

以上、「調整表」について考察を行った結果、当該プロジェクトが目指している資産負債アプローチによる会計とは裏腹に、この提案自体が純利益とリサイクルの必要性を改めて再認識させられる結果となっていることは興味深いことである。

## 参考文献（引用順）

- 赤城論志「財務諸表の表示プロジェクトと利益概念」『企業会計』Vol.61 No.2,中央経済社,2009,p.31
- 安藤英義「企業会計研究会中間報告書(案)」経済産業省・企業会計研究会,2005.8  
<http://www.meti.go.jp/press/20050805004/0805kaikei3.pdf>
- 井尻雄士『会計測定の理論』東洋経済新報社,1976
- 伊藤邦雄『ゼミナール 企業価値評価』日本経済新聞出版社,2007
- 上野清貴「キャッシュ・フロー会計論—会計の論理統合—」創成社,2001
- 大日方隆「利益と資本」、斎藤静樹『財務会計[第4版]』有斐閣,2004
- 大日方隆「会計情報の質的特性」斎藤静樹編著『詳解「討議資料■財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社,2005
- 川村義則「純利益と包括利益」『企業会計』2004 Vol.56 No.1,2004
- 木村享司「IASB「業績プロジェクト」の概要」『JICPA ジャーナル』No.571,2003.6
- 倉田幸路「財務業績とキャッシュ・フロー」『JICPA ジャーナル』No.587,2004.6
- 神戸大学 IFRS プロジェクト・あずさ監査法人 IFRS プロジェクト編著『国際会計基準と日本の会計実務[新版]比較分析／仕訳・計算例／決算処理』同文館,2005
- 斎藤静樹『企業会計とディスクロージャー[第2版]』東京大学出版会,2003
- 桜井久勝「キャッシュ・フロー計算書の位置づけ」『曾計』,160巻1号,2001
- 桜井久勝「キャッシュ・フロー会計革命」『キャッシュ・フロー会計と企業評価』伊藤邦雄責任編集,中央経済社,2004
- 佐藤倫正『資金会計論』白桃書房,1993
- 武田隆二「純利益 VS 包括利益-論争の深層を探る- リサイクリングと会計のあり方」『企業会計』Vol.60 No.12,中央経済社
- 辻山栄子「2つの包括利益」『会計・監査ジャーナル』No.628,2007
- 辻山栄子「リサイクルについて」包括利益研究委員会『包括利益をめぐる論点』COFRI,1998,pp.181-193
- 辻山栄子「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」『曾計』,163巻2号,2003年
- 森口毅彦「企業価値評価」、鈴木基史・羽岡秀晃編著『ケースで学ぶ企業財務分析』中央

39 SFAS130では「為替換算調整勘定」は、在外子会社が売却または清算等の支配権が喪失したときにリサイクルする。

- 経済社,2006
- 渡辺雅雄 「財務業績報告を巡る IASB の動向」『業績報告と包括利益』白桃書房,2003
- ASBJ 「ディスカッション・ペーパー 「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメント」 2009.4
- AICPA, Objectives of Financial Statements : Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, 1973  
(邦訳：川口順一訳 『アメリカ公認会計士協会, 財務諸表の目的』同文館, 1976)
- FASB, Discussion Memorandum, An Analysis issues related to Conceptual Frame Work for Financial Accounting and Reporting; Elements of Financial Statements and Their Mesuremnt.1976 (邦訳：津守常弘監訳 『FASB 財務報告の概念フレームワーク』中央経済社, 1997)
- FASB, (Statement of Financial Accounting Concepts)SFAC No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information, 1980 (邦訳：平松一夫・広瀬義州訳 「FASB 財務会計の諸概念 (増補版)」) 中央経済社,2002
- IASB, DISCUSSION PAPER : Preliminary Views on Financial Statement Presentation, Oct.2008 (ASBJ 「ディスカッション・ペーパー：財務諸表の表示に関する予備的見解」 2008.10)
- IASB, Property, Plant and Equipment; International Accounting Standard No.16 (Revised 2003), 2003
- Richard Barker, 'Reporting Financial Performance', Accounting Horizons Vol.18 No.2, Jun.2004

提出年月日：2010年5月17日